

令和元年度外部経営調査（特定課題調査）実施要領

（趣旨）

第1 県出資等法人の指導監督に関する統括部署等の機能を強化、補完するため、県出資等法人指導監督要綱第9条の規定に基づき、外部の専門家による法人運営上の特定課題に関する経営調査（以下「調査」という。）を実施する。

（調査の目的）

第2 調査は、調査対象法人の運営評価レポートにおける課題等について検証し、法人の効率的な運営及び改革の実効性を高めることを目的とする。

（調査対象法人）

第3 調査の対象法人は次のとおりとする。

（事務局案）公益財団法人ふるさといわて定住財団

（調査項目）

第4 調査の項目は次のとおりとする。

(1) 法人の経営状況及び中期経営目標の検証

法人の経営状況及び中期経営目標の内容の妥当性などについて検証

(2) 法人の役割の検証

県の施策推進上、対象法人の果たすべき役割及び県との連携の内容などについて検証

(3) その他前各号に関連する項目

（調査者）

第5 調査は、総務部長が、公認会計士等の中から選んだ調査者に依頼して実施させる。

（調査の進め方）

第6 調査は、書類調査（分析）を行った後、ヒアリングを交えた現地調査を行う。調査にあたっては、総務部行政経営推進課が日程等の調整を行うものとする。

2 現地調査には、法人の所管部局及び総務部行政経営推進課の職員並びに岩手県出資等法人運営評価委員会委員が立ち会うことができるものとする。

（調査報告書）

第7 調査者は、調査終了後、調査報告書を総務部行政経営推進課に提出するものとする。なお、必要により、調査者は、調査対象法人の職員等関係者に対し、口頭による講評を行うこととする。

2 調査報告書は、原則として公表とする。ただし、公表することで法人の経営に著しく損害を与える恐れがある場合など合理的な理由があるときは、非公表とすることができるものとする。

3 調査報告書について、総務部は県出資等法人全般の指導に、調査対象法人の所管部局は、法人に対する助言・指導に活用する。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。